



航空危険物規則書第 56 版(2015 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 56th Edition Effective 1 January 2015

ADDENDUM

Posted 08 January 2015 の邦訳

JACIS



航空危険物安全輸送協会

IATA 危険物規則書の利用者は、2015 年 1 月 1 日発効の第 56 版に対する下記の変更内容に留意されたい。
変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

政府例外規定の新規または訂正(2.8.2)

訂正 HRG(クロアチア)

HRG-02 以下の要件が、登録された航空機に適用される。

(a) 運航する場所に関係なくクロアチア共和国で登録された航空機

(b) クロアチア共和国以外の国で登録され、クロアチア共和国内で運航する際、Annex III to Regulation (EC) No. 3922/1991 (EU-OPS) に従って運航することが要求されない航空機

航空機は Croatian Civil Aviation Agency (CCAA) の事前認可を得た場合のみ危険物を輸送できる。

そのような品物の輸送は、補遺を含め本規則の最新版に従わなければならない。

本社が EU 内にあり、Annex III to Regulation (EC) No. 3922/1991 (EU-OPS) に従って運航することが要求されている運航者、AOC 所有者は、その国により認められた認可を有していれば、クロアチア民間航空局(CCAA)の認可を要求されない。(空欄)

運航者例外規定の新規または訂正(2.8.4)

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

・エアベルリン(Air Berlin)の後に、	: エアブリッジカーゴ(Air Bridge Cargo)	RU
・エバ航空(EVA Airways)の後に、	: エヴェロップ航空(Evelop Airlines)	E9
・イベルワールド航空(Iberworld Airlines)の後に、	: アイスランド航空(Icelandair)	F1
・ジェットスター航空(Jetstar)の後に、	: ジェットスターアジア(Jetstarasia)	3K

新規追加 3K(ジェットスターアジア)

3K-01 (空欄)

3K-02 区分 4.1 可燃性固体、旅客および乗務員は、個人使用のマッチ(book matches)を航空機内に持ち込むことは許可されない。マッチ(book matches)は危険物貨物として正しく梱包され申告された場合のみ許可される。(2.3.5.6 参照)

3K-03 すべての新品および使用済み内燃機関エンジンの輸送については、運航者の許可が要求される(2.3.5.15 参照)。

3K-04 医療用として必要な酸素または空気的气体シリンダーは、機内持ち込み手荷物として輸送される場合のみ受託する。(2.3.4.1 参照)。

3K-05 混載貨物の中の危険物は、非危険物貨物の冷却材として使用する場合の 1 機当たり最大 145kg までの UN1845 固形二酸化炭素/ドライアイスの場合を除き、輸送を受託しない。

訂正 AF(エールフランス)

AF-02 被検者の検体標本は該当する UN 2814 または UN 2900 もしくは UN 3373 に割り当てられた場合のみ受託する。それらは規則の適用が免除されていても手荷物としては許可されない。生物由来物質、カテゴリ B—UN 3373 は特別要件の下で、およびエールフランス(DZ.CA/OA.NA)の書面による事前認可がなされた後にのみ輸送が受託される。(空欄)

新規追加

AF-04 リチウム金属組電池および単電池、UN3090 は、エールフランスの貨物専用機で貨物として輸送禁止する。これは特別規定 A88 または A99 で当局により発行された許可のもと出荷されているものを含み、包装等級 968 の Section I (IA および IB) にのみ適用する。

当該禁止は、以下のリチウム金属組電池および単電池、UN3090 には適用しない。

- 包装基準 968 の Section II に従って出荷されたもの。
- 旅客または乗務員により携帯される危険物についての規定でカバーされたもの(表 2.3.A 参照)。
- エールフランス社用品(COMAT)として出荷されたもの。

訂正 BR (エバ航空)

BR-06 混載の中の危険物の輸送は受託しない。ただし、以下を除く。

- 1 マスターの航空貨物運送状に、1 ハウスの航空貨物運送状が付いた混載、または
- ID 8000 消費者向け商品 (Consumer commodity) および/または UN 1266 香料製品 (Perfumery products) および/または UN 2807 を含んだ複数ハウスの航空貨物運送状が付いた混載、および/または Section IB / Section II のリチウム電池 (UN3480/UN3481/UN3090/UN3091)、または
- 一般貨物が混じった ID 8000 消費者向け商品 (Consumer commodity) および/または UN 1266 香料製品 (Perfumery products) および/または UN 2807 を含んだ複数ハウスの航空貨物運送状が付いた混載、および/または Section IB / Section II のリチウム電池 (UN3480/UN3481/UN3090/UN3091)、または
- 非危険物の冷却材として使用される UN 1845 固形二酸化炭素 (ドライアイス) を含んだ複数ハウスの航空貨物運送状が付いた混載
(1.3.3、8.1.2.4、9.1.8 および 10.8.1.5 参照)。

訂正 DL (デルタ航空)

DL-06 UN 3480, リチウムイオン電池、包装基準 965 の Section IA、IB および II の輸送は受託しない。Section II の規定に応じて供される UN 3480 のリチウムイオン電池は受託する。

新規追加 E9 (エヴェロップ航空)

- E9-01** 微量危険物は輸送を受託しない(2.6 参照)。
- E9-02** 混載の中の危険物は輸送を受託しない(1.3.3 および 9.1.8 参照)。
- E9-03** 死んでいるまたは生きている感染した動物は輸送を受託しない(包装基準 620 および 650 参照)。
- E9-04** 第 7 分類-放射性物質は輸送を受託しない(10.10.2 参照)。
- E9-05** 非防漏型蓄電池を装備している車椅子は輸送を受託しない(2.3.2.3 および 9.3.14 参照)。
- E9-06** ドライアイスは貨物として受託しない(包装基準 954 参照)。

新規追加 EK (エミレーツ航空)

EK-02 包装基準 968 の Section IA、IB および II に従って準備された UN3090-リチウム金属単電池および組電池は、リチウム合金単電池および組電池を含み、エミレーツ貨物便で貨物としての輸送を禁止する。この禁止は、特別規定 A88 および A99 に従って許可および特別規定 A201 に従って適用免除のもと出荷されたリチウム金属電池を含む。

新規追加 FI (アイスランド航空)

- FI-01** アイスランド航空が運航する機材に搭載する放射性物質(第 7 分類)の最大合計輸送指数(T.I.)は以下である。
- B757-200/300: 搭載する最大合計 T.I.は、12 である。コンパートメント毎の最大 T.I.は、3 である。
 - B757-200PF/PCF(貨物機 all-cargo aircraft): 搭載する最大合計 T.I.は、50 である。
- 隔離の最小距離は、10.9.3.7 およびアイスランド航空の機種別運航マニュアル(Ground Operation Manual)の記載

を守らなければならない。

FI-02 ドライアイスは、以下の最大量に合致し守られている場合にアイスランド航空便搭載を受託する。

標準ドライアイス制限

機種：最大搭載量

B757-200/300: 100kg

B757PF/PCF: 300kg

ドライアイスの制限を増加する場合の承認は、E-mail: security@icelandair.is まで。

FI-03 磁性物質は、アイスランド航空機の操縦室の後方、どの貨物室にも搭載してもよい。最大磁界強度は、包装物から 2.1m で 0.002 ガウス(Gauss)であること。アイスランド航空の運航マニュアル(Ground Operation Manual)を参照。

訂正 JL (日本航空)

JL-01 ~~（空欄）~~ 他の航空会社からトランスファーされる 9.1.4 に記載されたもの以外の危険物を含んでいる ULD(Unit Load Devices)は、日本航空により別段の許可がない限り受託しない。

JL-03 ~~B(M)型輸送物、核分裂性物質輸送物(Fissile Material Packages)~~ および/または産業用輸送容器に収納された表面汚染物(SCO)または低比放射性(LSA)物質の輸送は受託しない(10.5 参照)。

訂正 KZ (日本貨物航空)

KZ-10 2.4 で許可適用免除されている品目を含み本規則で定められている危険物は航空郵便としては受託しない。この禁止は、日本郵便株式会社により差し出される機器に組み込まれたりリチウム金属またはリチウムイオン電池を含んでいる航空郵便に適用しない。

訂正 OM (モンゴル航空)

OM-02 ~~貨物機専用(CAO)ラベルを要する危険物の輸送は受託しない。~~ 危険物貨物は、IATA 危険物規則を保証した貨物代理店/荷送人からのみ受託する。

OM-03 ~~航空郵便の危険物の輸送は受託しない(2.4 参照)。~~ 荷送人は、輸送される危険物に関し、危険性、特性および事故または軽微な事故の際に取るべき行動についての知識を有する個人/機関の 24 時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書(DGD)のできれば“取り扱い注意(Additional Handling Information)”欄に、例えば、“Emergency Contact +976-11-70049998”と記入しなければならない(8.1.6.11 参照)。

OM-04 ~~ID 8000、消費者向け商品を除いて、少量危険物(“Y”包装基準)の輸送は受託しない(2.7 参照)。~~ 危険物申告書(DGD)を含み書類は、英語で記載しなければならない。本規則に要求されるすべての包装物およびオーバーパックのマークおよびラベルは英語で記載しなければならない。

OM-05 ~~微量危険物の輸送は受託しない(2.6 参照)。~~ 固形二酸化炭素(ドライアイス)UN1845 は、B767-300 および B767-800 機ごと、正味重量 200kg を制限とする。

OM-06 ~~混載の危険物の輸送は受託しない(1.3.3、8.1.2.4、9.1.8 および 10.8.1.5 参照)。~~ 単一容器として出荷される場合の以下の容器は、容器の天板および底板を保護するようにオーバーパックすることによりダメージから保護しなければならない。

- 1A1/1A2/1B1/1B2/1N1/1N2
- 3A1/3A2/3B1/3B2
- 6HA1

OM-07 ~~回収容器(Salvage packaging)は受託しない。~~ 航空郵便の中の危険物は輸送を受託しない。

OM-08 ~~第 7 分類—いかなる種類の放射性物質も輸送は受託しない(10.10.2 参照)。~~ 少量危険物(“Y”包装基準)

は輸送を受託しない。例外：消費者向け商品 (ID8000) は受託する (2.7 およびすべての“Y”包装基準参照)

注：

上記の要件は社用品に適用しない。

新規追加

OM-09 混載の中の危険物は輸送を受託しない。

OM-10 回収容器 (Salvage packaging) は輸送を受託しない。

OM-11 第 7 分類 放射性物質は輸送を受託しない。

OM-12 包装等級 I の危険物は輸送を受託しない。

注：

上記の要件は社用品に適用しない。

OM-13 重大な影響をもたらす危険物のリストに示された危険物は輸送を受託しない。

注：

上記の要件は社用品に適用しない。

OM-14 中華人民共和国発の危険物は輸送を受託しない。

注：

上記の要件は社用品に適用しない。

OM-15 機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属およびまたはリチウム合金単電池および組電池 (UN3091) は、モンゴル航空便/機に貨物として輸送を禁止する (包装基準 969 および 970 参照)。

注：

上記の要件は社用品に適用しない。

OM-16 非防漏型蓄電池を装備している車椅子またはその他の蓄電池駆動の移動装置は、蓄電池が車椅子または移動装置から取り外され、危険物として分類されて貨物としてのみ輸送される場合のみ受託する。車椅子または移動装置の中に装着されたまたは組み込まれた蓄電池は受託しない (2.3.2.3 および 9.3.14 参照)。

OM-17 何れのタイプの内燃機関または燃料電池エンジンは、新品のオリジナル包装であっても、他の機械または装置と別々に、または組み込まれた輸送であっても、手荷物として受託しない。これらの品目は貨物として輸送されなければならない。

OM-18 引火性液体燃料が入っていたキャンプ用コンロおよび燃料コンテナは、手荷物での輸送を受託しない。この例外規定は、完全に洗浄された使用済みキャンプ用コンロにも適用する (2.3.2.5 参照)。

訂正 OZ (アジアナ航空)

OZ-09 危険物は以下を除いて、アジアナ航空旅客機で貨物としての輸送を受託しない。

- 微量危険物
- 放射性物質の適用除外輸送物
- UN 1845, 固形二酸化炭素 (ドライアイス)
- UN 2807, 磁性物質
- ID 8000, 消費者向け商品
- UN 3373, 生物由来物質カテゴリー-B
- UN 3166, 引火性液体を燃料とする内燃機関、引火性液体を燃料とする燃料電池エンジンおよび引火性液体を燃料として駆動する乗り物
- UN 3091, 機器と共に包装されたまたは機器に組み込まれたリチウム金属電池 (包装基準 969 および包装基準 970、Section II のみ)
- UN 3480, リチウムイオン電池 (包装基準 965、Section IB および II のみ)
- UN 3481, 機器に組み込まれたまたは機器に組み込まれたリチウムイオン電池 (包装基準 966 および包装基準 967、Section II のみ)

新規追加 QF (カンタス航空)

QF-05 UN3090, リチウム金属単電池および組電池はカンタス航空貨物機で輸送することを禁止する。これは包装基準 968 の Section IA、IB および Section II に適用する。

この禁止は以下には適用しない。

- 包装基準 969 および 970 に従って機器と共に包装された、または機器に組み込まれた UN 3091, リチウム金属単電池および組電池。
- 包装基準 965 に従って包装された UN 3480, リチウムイオン単電池および組電池。
- 包装基準 966 および 967 に従って機器と共に包装された、または機器に組み込まれた UN 3481, リチウムイオン単電池および組電池。
- 旅客または乗務員が携行する危険物の規定が適用されたリチウム電池。

新規追加 RU (エアブリッジカーゴ)

RU-01 第 8 分類が主危険性の危険物で、貨物機専用のラベルが貼られた包装物は、航空機の下部貨物室で輸送を禁止する。

RU-02 UN 3090, 包装基準 968 の Section IA および UN 3091, 包装基準 969 および 970 の Section I は、航空会社の事前許可で輸送を受託する。許可の申請は Email で行うこと: dg@airbridgecargo.com

訂正 TZ (スクート航空)

TZ-04 危険物貨物は、シンガポール航空(SIA)、シンガポール航空貨物(SIA Cargo)、およびシルクエア(Silkair)およびノックスコート航空からのみ受託する。

訂正 XW (ノックスコート航空)

XW-04 危険物貨物は、シンガポール航空(SIA)、シンガポール航空貨物(SIA Cargo)、およびシルクエア(Silkair)およびノックスコート航空からのみ受託する。

第2章

30 頁 — 2.3.4.7 の注を以下のとおり訂正。

注:

リチウム内容量が 2 g を超える予備のリチウム金属電池およびワット時定格値が 460 100 Wh を超える予備のリチウムイオン電池については 2.3.3.2 を参照。

リチウム内容量が 2 g を超えないリチウム金属電池およびワット時定格値が 100 Wh を越えないリチウムイオン電池を有する電子機器については 2.3.5.9 を参照。

(JACIS 誤植訂正)

- ・ 2.3.4.7 の一行目 の文中: 「・・・および機内持ち込み地手荷物の中に・・・」

第4章

422 頁 — 特別規定 A78 を以下のとおり訂正。(JACIS 注: 英語版のみの訂正)

A78 (172) 副次危険性を有する放射性物質は以下に従わなければならない。

- 物質には、支配的な副次危険性の性質に対応する第 3 章の包装等級基準の適用により、包装等級 I、II または III の該当する包装等級が割り当てられなければならない。
- 包装物には、10.7.2 の関連規定に従ってその物質の呈する各副次危険性に対応する副次危険性ラベ

ルを貼付すること。10.7.5 の関連規定に従って、該当するプラカードを貨物輸送器材ごとに取り付けること。

(c) 正式輸送品目名には、書類作成および包装物マーキングの目的から、この(これらの)副次危険性にもっとも支配的に寄与する成分名をカッコに入れて補足すること。

(d) 危険物申告書には、**8.1.6.9.1** **10.8.3.9.1** ステップ 4 およびステップ 5 により要求されるように副次危険性の分類または区分、および、割り当てられる場合は包装等級を記載すること。

(e) 容器には、副次危険性に対しても適切な性能基準に合致する能力もなければならない。

容器については 10.3.10.1(c)も参照。

区分 4.2(包装等級 I)の副次危険性を有する放射性物質は、B 型輸送物として輸送されなければならない。

区分 2.1 の副次危険性を有する放射性物質は、旅客機での輸送が禁止されており、区分 2.3 の副次危険性を有する放射性物質は、旅客機または貨物機ともに輸送禁止である。ただし、発地国および運航者の属する国の当局により事前認可され、当局が設定した条件のもとで輸送される場合を除く。量の制限および容器の要件を示す許可証の写しを、貨物に添付しなければならない。

第5章

594 頁 包装基準 565 を以下のとおり訂正。

包装基準 565

追加包装要件

容器は包装等級Ⅱの性能基準に合致しなければならない。

例えば、旅客サービスユニット(PSUs)、呼吸保護装置(PBE)等の付属装置の中にあるものを含め、酸化性物質を含む化学酸素発生器は、下記のすべての条件に合致しなければならない。

630 頁 包装基準 679 を以下のとおり訂正。

包装基準 679

追加包装要件

。 **容器は包装等級Ⅱの性能基準に合致しなければならない。**

。 物品は、通常の輸送中に不慮の放出を防ぐため個々に包装し、仕切り、間仕切り、内装容器または緩衝材を使用してお互いを分離しなければならない。

678 頁 包装基準 961 を以下のとおり訂正。(JACIS 注:組み合わせ容器の図表内の UN number 欄内の品目名の訂正)

包装基準 961

UN 3268, **Air bag inflators, Air bag modules or Seat belt pretensioners** **Safety devices, electrically initiated**

693 頁 包装基準 968 を以下のとおり訂正。

包装基準 968

Section II

追加要件 — Section II

航空貨物運送状が使用される場合、“Lithium metal batteries in compliance with Section II of PI 968”および“Cargo Aircraft Only”または“CAO”の文言が航空貨物運送状に含まれなければならない。当該文言は、航空貨物運送状の“品物の性質および量(Nature and Quantity of Goods)”欄に記載することが望ましい。

このセクション(section)に従って準備されたリチウム電池を含む包装物およびオーバーパックは、本規則の適用を受けない混載の中の品物と分けて運航者に供されなければならない。混載の中の包装物およびオーバーパックは運航者へ供される前に

ULDの中に積み付けしてはならない。

単電池または組電池を輸送のため準備し供しようとする者は、その責任に応じたこれらの要件に関する適切な指示を受けなければならない。

第7章

756 頁 — 7.1.5.3.1 を以下のとおり訂正。

7.1.5.3.1 本規則で別段の定めのない限り、3.9.2.4 の基準に合致する環境有害物質または混合物(UN 3077 および UN 3082)を含む包装物は、図 7.1.B に示されたような環境有害物質マークが消えないようマーキングされていなければならない、加えて、包装物は、図 7.3.W に示されたような第 9 分類の危険性ラベルが貼付されなければならない。

注 1:

他の国際または国の輸送規則により要求される場合、環境有害物質マーク(図 7.1.B)はまた UN 3077 および UN 3082 以外の物質を収納した包装物に表示してもよい(7.1.5.5 参照)。

注 2: 環境有害物質マークは、特別規定 A197 に従って“not restricted”と考えられる単一容器および組み合わせ容器には要求されない。もし荷送人が環境有害物質(UN 3077 または UN 3082 のみ)としてその品目を発送したい場合は、本規則のすべての適用部分に従うことが望ましい。

760 頁 — 7.2.2.3.2 (a)を以下のとおり訂正。

7.2.2.3.2 危険性ラベルは以下の仕様に従わなければならない。

(a) ラベルは図 7.3.A に示されるように作らなければならない。ラベルは正方形で 45 度傾けたもの(ダイヤモンド型)であること。7.2.2.3.1 で規定されている場合を除き、最小寸法は 100 mm × 100 mm および縁の内側のダイヤモンド型を作る枠線の最小幅は 2 mm でなければならない。縁の内側の枠線はラベルの縁から 5 mm 内側に、縁と平行でなければならない。ラベルの上半分の縁の内側の枠線はシンボルと同じ色でなければならない、下半分の縁の内側の枠線は底角部の分類または区分番号と同じ色でなければならない。寸法が規定されていないところは、すべての図案が図示されているものとおおよそ均衡が取れているものでなければならない。シリンダー用ラベルの寸法は(b)に適合しなければならない。

注:

線が 2mm 幅ではない本規則の第 55 版の規定に従っているラベルは、2016 年 12 月 31 日まで使用可能である。

第10章

852 頁 — 10.3.11.1.1.1を以下のとおり訂正。

10.3.11.1.1.1 輸送物は、以下の条件の一つに合致すれば、適用除外輸送物として分類することができる。

- (a) 輸送物に表 10.3.C の第4欄 欄の見出し「放射性物質」—「輸送物ごとの限度」に規定された放射能限度を超えない放射性物質しか収納していない。
- (b) 輸送物に表 10.3.C の第2欄および第3欄 欄の見出し「計器および物品」に規定された放射能限度を超えない計器または物品しか収納していない。
- (c) 輸送物に天然ウラン、劣化ウランまたは天然トリウムで製造された物品しか収納していない。
- (d) 輸送物が放射性物質を収納したことがある空容器である。または
- (e) 輸送物が表 10.3.C の第4欄 欄の見出し「放射性物質」—「輸送物毎の限度」に規定された放射能限度を超えない六フッ化ウラン 0.1 kg 未満しか収納していない。

853 頁 — 10.3.11.1.5を以下のとおり訂正。

10.3.11.1.5 六フッ化ウラン(Uranium Hexafluoride)

表10.3.Cの第4欄 欄の見出し「放射性物質」―「輸送物毎の限度」に規定された制限を超えない六フッ化ウランは、UN 3507, ♂六フッ化ウラン, 放射性物質, 適用除外輸送物, ♂輸送物当たり0.1 kg未満, 非核分裂性または核分裂性適用除外(♂Uranium hexafluoride, radioactive material, excepted package, ♂ less than 0.1 kg per package, non-fissile or fissile-excepted)に分類することができる。ただし、以下であること。

付録D

987頁 — Nigerを以下のとおり訂正。

Niger(RN)

Direction de l'Aéronautique Civile
Ministère du Commerce et des Transports
Chef de la Division Opérations Aériennes
Division Opérations Aériennes
Agence Nationale de l'Aviation Civile (ANAC)
B.P.227
Niamey
NIGER
Telex: 5203 MINAECI NI
Tel: +227 20 72 32 67
Fax: +227 20 73 80 56

付録F.2

1038頁 — Dangerous Goods Managementの連絡先を以下のとおり訂正。

Email: orders@dgm.co.nz

付録F.3

1047頁 — IFMA(France)の連絡先を以下のとおり訂正。

IFMA—Institut de Formation aux Métiers de l'Aérien
03 rue du Télé, Zone Cargo 4 — BAT 3437
Zone de fret 4 — BAT 3437
B.P.12036 — Tremblay en France
FRANCE
95722 Roissy CDG Cedex
FRANCE
Tel: +33 1 48 16 37 24
Fax: +33 1 48 16 37 25
Email: ifma@ge-h.com ifma@geh.aero
Website: www.ifma-formation.com www.ifma-formation.fr

1047頁 — Dangerous Goods Training Services(New Zealand)の連絡先を以下のとおり訂正。

~~Dangerous Goods Training Services~~ Dangerous Goods Management Ltd
P.O.Box 53003-82 Richard Pearse Drive
Auckland Airport
NEW ZEALAND

Tel: +64(9)275 5559

Fax: +64(9)275 6188

Email: rossell@dgm.co.nz training@dgm.co.nz

Website: www.dgm.co.nz

(JACIS 注)

3.0.3 包装等級(Packing Groupe)で新しく追加された項目 3.0.3.3について

□ **3.0.3.3** 物品には包装等級が割り当てられない。包装上の目的から、特定の容器性能基準に対する要件は、適用される包装基準の中に規定されている。

以下のような箇所は、3.0.3.3を参照し、注意を要する。

付録A 948頁 — 包装等級(PACKING GROUP)

● 包装等級 (PACKING GROUP)

種々の物質、物品が属する分類または区分において、それらが有する危険性の程度の表示方式をいう。ローマ数字 I を危険性の高いもの (high danger)、II を危険性が中程度のもの (medium danger)、III を危険性の低いもの (low danger) に割り当て表示する。

以 上

航空危険物規則書第 56 版邦訳(訂正・追加)

2015 年(平成 27 年) 1 月 発行

航空危険物安全輸送協会(JACIS)

住所 〒104-0033
東京都中央区新川 1-25-12 新川フロンティアビル 8F
電話 03(5542)0712
ファックス 03(5542)0714
E-mail jacis.air.dg@nifty.com
URL <http://www.jacis.org/>

- ・ 当翻訳の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者(IATA)および発行者(JACIS)の権利の侵害となります。
- ・ 当翻訳は、あくまで、IATA 発行のオリジナル(英語)版理解の一助として作成したものです。
あいまいな点や疑問の点は、必ず原典である英語版をご確認下さい。
なお、弊協会では、本翻訳の誤記、脱漏、誤訳などによって引き起こされる損失、損害については、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。